



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（青少年・子ども家庭課）…………… 1

規 則

- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 3
- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 4
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（平和援護・男女参画課）…………… 11

告 示

- 児童福祉施設等補助金交付規程及び児童福祉事業等県費補助金交付規程の一部を改正する告示（青少年・子ども家庭課）…………… 11

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課）…………… 12
- 沖縄県母子福祉協力員設置規程及び沖縄県母子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）…………… 12
- 沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（平和援護・男女参画課）…………… 13

公布された条例のあらまし

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第46号）
 - 次に掲げる条例について、母子及び寡婦福祉法の改正に伴う規定の整備を行うこととした。＜第1条から第5条まで＞
 - 沖縄県特別会計設置条例（別表第1関係）
 - 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（第2条関係）
 - 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（第9条関係）
 - 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第44条及び第112条関係）
 - 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第17条関係）
 - この条例は、平成26年10月1日から施行することとした。＜附則＞

条 例

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年 9 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第46号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援
対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

(沖縄県特別会計設置条例の一部改正)

第1条 沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4号中「沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計」を「沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に、「寡婦福祉資金貸付事業費」を「父子福祉資金貸付事業費、寡婦福祉資金貸付事業費」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表9の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）を次のように改正する。

第44条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第112条第2項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

(沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第86号）を次のように改正する。

第17条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

規 則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第46号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第7号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）及び第14条（同法第32条第3項において準用する場合を含む。）」を「、第14条（同法第31条の6第4項及び第32条第4項において準用する場合を含む。）」、第31条の6第1項、第2項及び第3項並びに第32条第1項及び第2項」に改め、同欄第8号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「及び第37条第2項において準用する第8条第5項」を「、第31条の6第5項及び第37条第5項」に改め、同欄第9号中「母子及び寡婦福祉法施行令第11条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第11条並びに第31条の7」に改め、同欄第10号中「母子及び寡婦福祉法施行令第12条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条並びに第31条の7において準用する第12条」に改め、同欄第11号中「母子及び寡婦福祉法施行令第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条並びに第31条の7」に改め、同欄第12号中「母子及び寡婦福祉法施行令第19条第1項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項並びに第31条の7」に改め、同欄第13号中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「第7条第3項及び第22条」を「第7条第3項並びに第22条及び第25条」に改め、同欄第14号中「母子及び寡婦福祉法施行細則第8条第2項及び第22条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第8条第2項並びに第22条及び第25条」に改め、同欄第15号中「母子及び寡婦福祉法施行細則第16条及び第22条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第16条並びに第22条及び第25条」に改め、同欄第16号中「母子及び寡婦福祉法施行細則第17条及び第22条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第17条並びに第22条及び第25条」に、「母子及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改め、「貸付けの休止」の次に「若しくは減額」を加え、同欄第17号中「母子及び寡婦福祉法施行細則第18条及び第22条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第18条並びに第22条及び第25条」に改め、同欄第35号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（第15条第3項において準用する場合を含む。）」を、「方法」の次に「並びに配偶者支援金の支給の要否」を加え、同欄35号の2中「第14条第4項」の次に「（第15条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第36号中「第14条第4項」の次に「（第15条第3項において準用する場合を含む。）」を、「方法」の次に「並びに配偶者支援金の支給」を加え、同欄第37号中「第14条第4項」の次に

「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付」の次に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同欄第38号から第39号までの規定中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第40号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付」の次に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同欄第41号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第41号の2中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付金品」の次に「及び配偶者支援金として支給を受けた金品」を加え、同欄第42号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付」の次に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同欄第43号中「中国残留邦人等支援法律」を「中国残留邦人等支援法」に改め、「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付」の次に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同欄第44号から第46号までの規定中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第47号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付」の次に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同欄第48号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第49号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「施術の給付」の次に「配偶者支援金の支給」を加え、同欄第49号の2及び第50号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支援給付金品」の次に「及び配偶者支援金として支給を受けた金品」を加え、同欄第51号中「第14条第4項」の次に「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第47号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第16条」を「第25条(同法第34条において準用する場合を含む。)」に、「第17条」を「第26条(同法第34条において準用する場合を含む。)」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第2条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和47年沖縄県規則第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中「第2章 母子福祉資金の貸付け(第2条—第19条)」を「第2章 母子福祉資金の貸付け(第2条—第19条)」に、「第3章 父子福祉資金の貸付け(第20条—第22条)」を「第3章 父子福祉資金の貸付け(第20条—第22条)」に、「第4章」を「第5章」に、「第23条」を「第26条」に改める。

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第23条及び第38条」を「第23条(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」に、「母子及び寡婦福祉法()」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法()」に改め、「第13条第1項、第14条、第15条及び第32条第1項から第3項まで並びに政令第3条及び第32条」を削り、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改める。

第2条中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改め、「以下「貸付申請書」という。」を削り、同条

第3号中「第1項」の次に「(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号の表中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に、「修学資金」を「母子修学資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に、「住宅資金」を「母子住宅資金」に、「転宅資金」を「母子転宅資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に、「結婚資金」を「母子結婚資金」に改める。

第3条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第5条中「あつた」を「あつた」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第6条第1項中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改め、「又は第12号様式の2」を削り、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「連帯して債務を負担する借主」を「連帯債務を負担する借主(以下「連帯借受人」という。)」に改める。

第7条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改め、同条第2項及び第3項中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第8条第1項中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改め、同条第2項中「向つて」を「向かつて」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第9条の見出しを「(母子福祉資金の貸付けの停止)」に改め、同条中「母子福祉資金貸付けの停止」を「母子福祉資金の貸付けの停止」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第10条中「さきに」を「先に」に改める。

第11条中「あつて」を「あつて」に改める。

第12条中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第13条第1項中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第2項中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第14条第1項中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改め、同項第1号及び第2号中「あつて」を「あつて」に改め、同項第3号中「連帯して債務を負担する借主(以下「連帯借受人」という。)」を「連帯借受人」に改め、同条第2項中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第15条中「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第17条の見出しを「(母子修学資金の交付の停止及び減額)」に改め、同条第1項中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「母子福祉資金貸付けの休止」を「母子福祉資金の貸付けの休止又は減額」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「貸付休止通知書」を「貸付休止・減額決定通知書」に改め、同条第3項中「あつた」を「あつた」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「貸付再開通知書」を「貸付再開決定通知書」に改める。

第19条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第23条中「あつて」を「あつて」に改め、同条を第26条とする。

第4章を第5章とする。

第22条の表を次のように改め、第3章中同条を第25条とする。

第5条	第2条及び第3条	第23条及び第24条
第6条	前条	第25条において準用する第5条
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	政令第7条第3号、第4号、第5号及び第8号	政令第36条第3号、第4号、第5号及び第8号
第7条第2項	前項	第25条において準用する第7条第1項
第7条第3項	前項	第25条において準用する第7条第2項

第8条第2項	前項	第25条において準用する第8条第1項
第9条	政令第12条及び第13条	政令第38条において準用する政令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）及び第13条
第12条	政令第16条	政令第38条において準用する政令第16条
第13条第1項	政令第19条	政令第38条において準用する政令第19条
	同条第1項第1号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第1号
	同項第2号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第2号
第13条第2項	前項	第25条において準用する第13条第1項
第14条第1項	法第15条第1項	法第32条第5項において準用する法第15条第1項
第14条第2項	前項	第25条において準用する第14条第1項
第15条第1項	政令第17条	政令第38条において準用する政令第17条
第17条第1項	母子修学資金	寡婦修学資金

第21条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「（寡婦）」を「（父子、寡婦）」に改め、同条を第24条とする。

第20条中「（寡婦）」を「（父子、寡婦）」に改め、同条第5号の表中「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に、「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に、「技能習得資金」を「寡婦技能習得資金」に、「修業資金」を「寡婦修業資金」に、「就職支度資金」を「寡婦就職支度資金」に、「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に、「転宅資金」を「寡婦転宅資金」に、「就学支度資金」を「寡婦就学支度資金」に、「医療介護資金」を「寡婦医療介護資金」に、「結婚資金」を「寡婦結婚資金」に改め、同条を第23条とする。

第3章を第4章とし、同章の前に次の1章を加える。

第3章 父子福祉資金の貸付け

（個人の父子福祉資金貸付申請）

第20条 父子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 戸籍謄本
- (3) 申請人及び連帯保証人の住所を示す見取り図
- (4) 次の表の左欄に掲げる資金の種別に応ずる当該右欄に掲げる書類

資金の種類	添付書類
父子事業開始資金	事業計画書（第2号様式）
父子事業継続資金	事業実績・計画書（第3号様式）
父子修学資金	在学する学校長の発行する在学証明書（第4号様式）又は出身学校長の発行する合格証明書
父子技能習得資金 父子修業資金	知識技能を授けることを目的とする施設の長の発行する知識技能習得証明書（第5号様式）
父子就職支度資金	採用決定（見込）書（第6号様式）
父子住宅資金	住宅増築（改築・補修）計画書及び住宅増築（改築・補修）平面図（第7号様式）
父子転宅資金	住宅の賃貸借契約書の写し又は使用承諾書
父子就学支度資金	出身学校長の発行する合格証明書

父子医療介護資金	ア 医療分 医師又は歯科医師の発行する医療費概算書（第8号様式） イ 介護分 介護保険被保険者証、サービス利用票別表、介護サービス費の額が記載された書類等の写し
父子結婚資金	結婚（予定）を証する書類

（団体の父子福祉資金貸付申請）

第21条 父子福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式の2）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 現に行う当該事業の前会計年度における収支計算書
- (4) 事業開始の貸付け申請については、事業計画書（第2号様式の2）
- (5) 事業継続資金の貸付け申請については、事業実績・計画書（第3号様式の2）

（準用規定）

第22条 第4条から第17条まで、第18条（第1項のただし書の規定を除く。）及び第19条の規定は、父子福祉資金貸付金の連帯保証人の資格、貸付けの決定通知、借用書の提出、増額の手続、その他父子福祉資金貸付金の貸付けの実施について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	第2条及び第3条	第20条及び第21条
第6条	前条	第22条において準用する第5条
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
	政令第7条第3号、第4号、第5号及び第8号	政令第31条の5第3号、第4号、第5号及び第8号
第7条第2項	前項	第22条において準用する第7条第1項
第7条第3項	前項	第22条において準用する第7条第2項
第8条第2項	前項	第22条において準用する第8条第1項
第9条	政令第12条及び第13条	政令第31条の7において準用する政令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）及び第13条
第12条	政令第16条	政令第31条の7において準用する政令第16条
第13条第1項	政令第19条	政令第31条の7において準用する政令第19条
	同条第1項第1号	政令第31条の7において準用する政令第19条第1項第1号
	同項第2号	政令第31条の7において準用する政令第19条第1項第2号
第13条第2項	前項	第22条において準用する第13条第1項
第14条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
第14条第2項	前項	第22条において準用する第14条第1項
第15条第1項	政令第17条	政令第31条の7において準用する政令第17条
第17条第1項	母子修学資金	父子修学資金

第1号様式中「及び第20条」を「、第20条、第23条」に、「（寡婦）」を「（父子、寡婦）」に改める。

第1号様式の2中「及び第21条」を「、第21条、第24条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改め、「女子」の次に「又は男子」を加え、「あつて」を「あつて」に、「B4」を「A4」に改める。

第2号様式中「及び第20条」を「、第20条、第23条」に改める。

第2号様式の2中「及び第21条」を「、第21条、第24条」に改める。

第3号様式中「及び第20条」を「、第20条、第23条」に改める。

第3号様式の2中「及び第21条」を「、第21条、第24条」に改める。

第4号様式から第8号様式までの規定中「及び第20条」を「、第20条、第23条」に改める。

第9号様式及び第10号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第11号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第11号様式の2中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

母子(父子、寡婦)は不要の文字を抹消すること。

第12号様式及び第12号様式の2中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「母子及び寡婦福祉法および」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法及び」に、「母子及び寡婦福祉法施行令第16条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条」に改める。

第13号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第14号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あつた」に、「さきに」を「先に」に改める。

第15号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第16号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「申請書」を「申出書」に改める。

第17号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第18号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「申請」を「申出」に、「あつた」を「あつた」に、「さきに」を「先に」に改める。

第19号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あつた」に、「さきに」を「先に」に改める。

第20号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「行なつて」を「行って」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第38条」を「第31条の7又は第38条」に、「6ヶ月」を「6ヶ月(1年)」に改め、同様式注に次のように加える。

6ヶ月(1年)は不要の文字を抹消すること。

第21号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第38条」を「第31条の7又は第38条」に改める。

第22号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、

償還金の支払猶予を希望する	
(福祉保健所の意見)	福祉保健所長 ㊟

を

償還金の支払猶予を希望する理由	
-----------------	--

に改める。

第23号様式及び第24号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あった」に改める。

第25号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「(母子・寡婦)」を「(母子・父子・寡婦)」に改める。

第26号様式及び第27号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あった」に改める。

第28号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「できなかつた」を「できなかった」に改める。

第29号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に、「あつた」を「あった」に改める。

第30号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「づけ」を「付け」に改める。

第31号様式及び第31号様式の2中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第32号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「貸付休止決定書」を「貸付休止・減額決定通知書」に改め、「貸付けを休止」の次に「又は減額」を加える。

第33号様式及び第34号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に改める。

第35号様式中「及び第22条」を「、第22条、第25条」に、「(寡婦)」を「(父子、寡婦)」に、「なつた」を「なった」に改める。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「沖縄県母子福祉協力員」を「沖縄県母子・父子福祉協力員」に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第4条 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)を次のように改正する。

第47条第2号中「母(父)子及び寡婦」を「母子及び父子並びに寡婦」に改め、同条第6号中「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改め、同条第7号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第17号中「児童福祉、母(父)子、寡婦福祉及び」を「児童、母子、父子及び寡婦の福祉並びに」に改める。

第135条第17号中「母子及び寡婦」を「母子及び父子並びに寡婦」に改める。

(沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第5条 沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成5年沖縄県規則第48号)を次のように改正する。

別表の1の(18)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同表の1の(20)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子の」を「母子及び父子の」に改める。

(沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則(平成10年沖縄県規則第4号)を次のように改正する。

別表第1建築物の部1の項(7)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

別表第2の1の表5の項整備基準の欄(3)及び同表19の項整備基準の欄(1)中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第2号様式(その1)中

「	(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか。 (適用除外) ・母子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場	該当	非	
	ア 乳幼児用のいすを設けているか	適	否	
	イ 乳幼児用ベッドを設けているか	適	否	

を

「	(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか。 (適用除外) ・母子・父子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場	該当	非	
	ア 乳幼児用のいすを設けているか	適	否	
	イ 乳幼児用ベッドを設けているか	適	否	

に、

「	19 授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けているか。	適	否	

を

「	19 授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子・父子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けているか	適	否	

に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第7条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年沖縄県規則第73号)を次のように改正する。

第2条の表1の項左欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項右欄中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同欄(1)中「第2条に規定する貸付申請書」の次に「(同条各号に掲げる書類を含む。)」を加え、同欄(2)から(5)ま

での規定中「第22条」の次に「又は第25条」を加え、同欄(6)中「第22条」の次に「又は第25条」を加え、「貸付の辞退申請書」を「貸付辞退申出書」に改め、同欄(7)から(18)までの規定中「第22条」の次に「又は第25条」を加え、同欄(19)中「第22条」の次に「又は第25条」を加え、「貸付休止通知書」を「貸付休止・減額決定通知書」に改め、同欄(20)中「第22条」の次に「又は第25条」を加え、「貸付再開通知書」を「貸付再開決定通知書」に改め、同欄(21)中「第22条」の次に「又は第25条」を加え、同欄(22)の次に次のように加える。

(23) 施行細則第23条に規定する貸付申請書（同条各号に掲げる書類を含む。）の受理及び知事への送付に関する事務

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第48号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第79号様式の2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成6年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項、第1号様式及び第2号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第506号

児童福祉施設等補助金交付規程及び児童福祉事業等県費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童福祉施設等補助金交付規程及び児童福祉事業等県費補助金交付規程の一部を改正する告示
(児童福祉施設等補助金交付規程の一部改正)

第1条 児童福祉施設等補助金交付規程（昭和48年沖縄県告示第239号）の一部を次のように改正する。

第1条及び別表中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（児童福祉事業等県費補助金交付規程の一部改正）

第2条 児童福祉事業等県費補助金交付規程（昭和48年沖縄県告示第327号）の一部を次のように改正する。

別表中「母子及び寡婦福祉事業」を「母子及び父子並びに寡婦福祉事業」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第102号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第3子ども生活福祉部の表青少年・子ども家庭課の項統括監専決事項の欄第3号中「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

沖縄県訓令第103号

子ども生活福祉部

沖縄県母子福祉協力員設置規程及び沖縄県母子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県母子福祉協力員設置規程及び沖縄県母子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令

（沖縄県母子福祉協力員設置規程の一部改正）

第1条 沖縄県母子福祉協力員設置規程（平成23年沖縄県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

題名中「沖縄県母子福祉協力員」を「沖縄県母子・父子福祉協力員」に改める。

第1条中「母子寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に、「沖縄県母子福祉協力員」を「沖縄県母子・父子福祉協力員」に改める。

第3条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第13条及び第32条」を「第13条、第31条の6及び第32条」に改める。

第4条第1項中「母子及び寡婦福祉」を「母子及び父子並びに寡婦福祉」に改める。

（沖縄県母子自立支援員設置規程の一部改正）

第2条 沖縄県母子自立支援員設置規程（平成24年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第3条第1号及び第2号中「女子」を「者」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

沖縄県訓令第104号

子ども生活福祉部

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 9月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程（平成21年沖縄県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号